



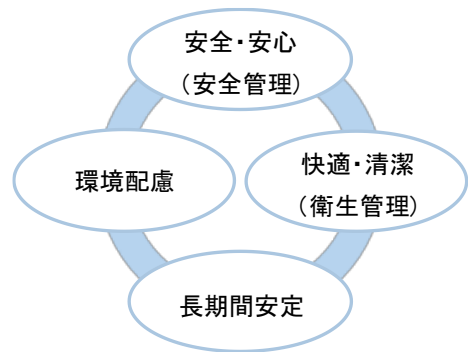
3 施設管理

快適で安全な施設利用をしていただくためには、職員による日常点検はもとより、専門性の高い設備については、資格を有する専門業者による定期点検を実施し、機能などのチェックをおこなうようにします。施設の長期安定のための維持管理には、細やかな日常点検・定期点検や調査等を実施し、点検結果や修繕履歴等の情報を蓄積し活用することで、ライフサイクルコストの縮減に取り組んでいきます。

(1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方

お客さまが安心して利用できる施設づくりは、施設運営を行うにあたって最も基本的な事項であるとともに、最大のサービスであると考えています。

安全に施設内で活動できるよう、事故等の発生を未然に防ぎ、常に危険のない状態を確保するため、主に次の4点を基本として施設管理に取り組みます。



① 安全・安心な施設管理

利用者の安全を確保するため、職員の日常点検により事故などの発生を未然に防ぎます。業務マニュアルにより、点検項目やルートなどを定め、異常箇所や不審物の早期発見につとめます。異常を発見した場合は、応急処置や使用禁止措置を速やかにおこない、利用者の安全を確保したうえで、修繕計画を策定します。

ア 安全性の確保

施設の安全性を確保するためには、日々の点検と巡回をし、確認することから始まると考えます。毎日の始業時の点検、清掃、定期的な巡回で安全性の確保をします。

始業前の清掃	始業前に毎日職員による清掃を行い記録します
始業前の点検	毎朝、始業前に施設を一巡し、点検項目をチェックし、記録します
定期的な巡回	監視業務の後など、定期的に施設内を巡視し、安全を確認し記録します



イ 始業前の点検

管 理 内 容		時 間
朝の準備時間の館内外の見回り	チェックリストに記入	9:00
気温、室温、プール水温・PH値	業務日誌に記入	9:00
塩素濃度の測定		13:00 17:00
水道、ガス、電気メーターの確認	業務日誌に記入	9:00
水中ロボット（掃除機）の引き上げと掃除		9:00

<プール>

・日常点検は、毎日職員により実施します。『日常点検チェックリスト』活用によりプールの水の衛生管理やプール本体維持管理のためのチェックを行います。利用者に対して『点検結果掲示』をもって、施設の安全を広報します。

・毎日、開館前にプールサイド及びプール内のゴミ処理、コースロープ・プールフロア及び壁面の点検等、安全管理に全力を尽くします。

<プールの清掃について>

プールの清掃について
○ 屋内 25mプールの水抜きは年 2 回、所要期間 1 回当たり 5 日で計画的に行います。
○ 屋外 50mプール、屋外飛び込みプールの水抜きは年 1 回、シーズン前の 5 月に行います。

② 清潔な施設

職員による日常清掃をおこない、利用者が快適に過ごせる環境づくりに取り組みます。毎日、始業前に床の拭き掃除を職員によって行います。敷地内外の植栽管理は専門業者だけでなく職員も進んで行き、美観向上につとめ、利用者に癒しの空間を提供します。

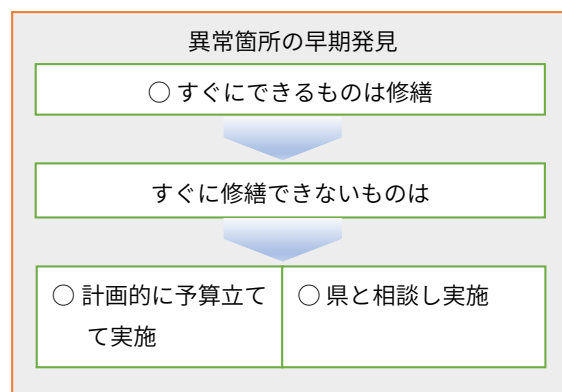
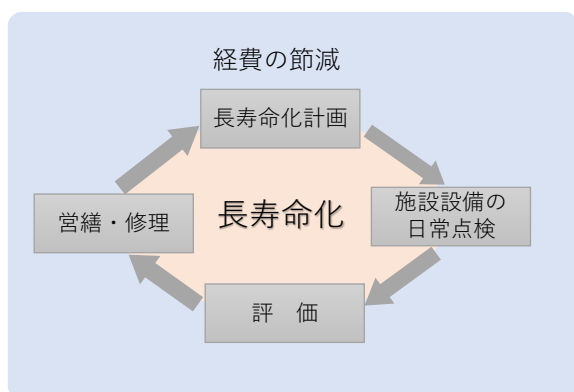
毎日の朝の清掃内容

場 所	内 容		時 間
ホール 1 (ロビー)	椅子・机・ベンチ・血圧計・体重計	除菌と拭き掃除	9:00
	床	拭き掃除	
玄 関	ロッカー	除菌と拭き掃除	9:00
	床	拭き掃除	
更衣室	ロッカー	除菌と拭き掃除	9:00 15:00
	床	ブラシ掛け、水洗い	
	トイレ	水洗い、除菌	
2 階観覧室	机・椅子	除菌と拭き掃除	9:00
	床	拭き掃除	
トイレ	扉、便器他	除菌、水洗い	9:00



③ 施設設備の長寿命化

職員による日常点検はもとより、より専門性の高い設備については、資格を有する専門業者による定期点検を実施し、機能などのチェックをおこないます。施設は老朽化していることから、日々点検をおこない、予防保全につとめます。点検結果で修繕が必要な場合は、修繕計画を作成し、適切なタイミングで修繕・更新することで、施設設備の長寿命化およびトータルコスト縮減に取り組みます。



○ ボイラー・空調機関係法定検査

検査・整備項目	頻度	検査・整備機関	関係法令
性能検査	年2回	(株)米子ガス産業	ボイラー及び压力容器安全規則
空調機保守点検	年2回	(株)米子ガス産業	空調機に関する規則

○ 消防関係法定検査

検査・整備項目	頻度	検査・整備機関	関係法令
消防用設備等点検	年2回	(株)吉備総合電設	消防法

○ 浄化槽点検検査

検査・整備項目	頻度	検査・整備機関	関係法令
浄化槽保守点検	年12回	(有)米子清掃	浄化槽法

○ 鳥取県施設点検

検査・整備項目	頻度	検査・整備機関	関係法令
施設点検	年1回	西部総合事務所建築住宅課	建築基準法



④ 変化に合わせた快適性の追求

私たちが指定管理を受ける以前の管理の状態を利用者からの聞きとったものと、現在の施設を使用した時の比較の感想です。

2度と利用者に不快な思いはさせません

プール維持管理の前指定管理者との比較

	前指定管理者	現指定管理者
室温	夏28℃ 冬28℃で寒い	夏29℃ 冬31℃を保持
水温	28℃前後で弱者対応に不備	弱者対応へ30℃を保持
シャワー	故障による温水使用が不可	適時修繕により温水使用が可能
水質	塩素濃度が低く極度な濁り水	定期測定による塩素濃度の保持
水量	水深110cmが90cmに減少	プールの110cmを確保
明るさ	1年を通じ300ルクス	節減全灯で770ルクス確保
トイレ	トイレ内壁面の汚れ	清掃等により快適空間を確保
空調	運転せず結露とサビが発生	年中稼働し快適空間を維持

⑤ 備品の管理について

備品は県所有のものと県水連所有のものに分類し、台帳に記入整理します。

・ 県が貸与した備品等及び県が委託料による購入を指示した備品 (県所有の備品)	県の備品台帳に記載
・ 指定管理者が購入した備品等 (県水連所有の備品)	県水連の備品台帳に記載

(2) 衛生管理について

利用者が安心して利用できる施設づくりは、施設運営を行うにあたっての最も基本的な事項であると考えます。

利用者が安全に施設内で活動できるよう、事故等の発生を未然に防ぎ、常に危険のない状態を確保します。また衛生的な環境を確保するためには、日常実施する清掃などの管理が基本となります。

そして、施設や設備を長期安定使用するためには、予防保全を基本とした維持管理が必要となってきます。更には環境に配慮した施設管理を行うことが使命だと考えています。



① プールの環境維持及び各種検査について

プール管理においては、平成19年3月に文部科学省及び国土交通省が策定した「プールの安全標準指針」、同年5月に厚生労働省が改訂した「遊泳用プールの衛生基準」及び（公財）日本体育施設協会ほかによる「遊泳プールの安全・衛生管理の解説」をガイドラインとし、適正な管理、点検を実施します。

職員及び専門業者との連携により、プールの衛生環境管理を徹底して行います。

- 1日3回の塩素濃度及び水温、室温を測定管理し、残留塩素濃度は遊泳用プールの衛生基準に合致するよう調整します。水温、室温は利用者の年齢、目的にそうようこまめに調整します。
- 鳥取県保健事業団による年12回の水質検査を実施し、遊泳用プールの衛生基準に適合しているか検査します。更に検査結果を掲示します。

プール衛生管理者養成講習修了者を複数名配置し、万全の体制で管理します。

プール環境の維持・各種検査基準をクリア		測定者
残留塩素濃度	理研工学塩素測定器・1日3回の測定	職員
気温・室温測定	佐藤温度計により測定	職員
プール水温測定	エバニュー水温計により測定	職員
水質の測定	スズケン PH 測定器・BTB 液使用	職員
水質検査	毎月1回・法定基準をクリア（報告書）	鳥取県保健事業団
空気検査	年6回・法定基準をクリア（報告書）	//

② 衛生管理の徹底

- 毎日、開館前と閉館時に点検し、更衣室・トイレ・シャワー室・休憩室を常に清潔にします。見回り等を強化し、更衣室・トイレの清掃の励行を行います。
- 保健所等から情報を入手し、掲示・声かけ等で感染症の注意を喚起します。
- 日常清掃・定期清掃・天井や壁等の特別清掃を行うなどして清潔な施設にします。
- 利用者のマナーの向上を促進します。（ごみの持ち帰り運動等）

管内の清潔さの維持・管理（除菌作業）		
場所	内容	時間帯
1階ホール	下足ロッカーの除菌	9:00～10:00
	床面のふき掃除・除菌	
	椅子・テーブル・計器等の除菌	
	トイレの掃除・除菌	9:00～10:00 15:00～15:30



2階観覧室	床面のふき取り・掃除・除菌	9:00～10:00
男女更衣室	ロッカーの除菌・トイレ掃除及び除菌	9:00～10:00 15:00～15:30
	更衣室床面・シャワー室の掃除	20:00～20:30

③ 新型コロナウイルス感染防止対策について

新型コロナウイルス感染防止対策として次のような手段を講じていきます。

ア 掲示物での啓発

感染症などについて知ることが先ず一番です。厚生労働省及び鳥取県から提供される啓発資料、掲示物等を適切に配置し、また、必要なものは私たちが作成し利用者にはわかりやすく掲示します。



厚生労働省の啓発ポスター

イ 「ウイルス感染防止対策マニュアル」に従って

「ウイルス感染防止対策マニュアル」を作製し、「3密を避ける」よう促します。また、日々、入場に関して職員、利用者ともに「検温」「消毒」「マスクの着用」「大声で話さない」など基本的なことを実行します。



(ア) 水泳大会開催に関して

水泳大会開催に関しては、鳥取県のその時々指針に応じて対応し、感染者を出さないようにします。

○ 検温、アルコール消毒、2週間の体調調査、有観客・無観客、3密回避、入場者数の制限など詳細な打ち合わせを主催者側と行い実施、または、中止の判断を行います。

鳥取県版 新型コロナ警報の見直し			
全国でも最も厳しい水準は維持しつつ、本県の医療提供体制を踏まえ、社会・経済活動との両立を図る見直しを行う。 ○終期の明確化:14日間(新規発生で延長)で運用 ⇒直近1週間累積で基準未滿 ○警報発令の指標に病床稼働率を付加 ○発令エリアの見直し:警報及び特別警報は全県発令も ⇒圏域ごとに一本化			
区分	注意報	警報	特別警報
指標	①新規陽性患者数 東部 1人/週 中部 1人/週 西部 1人/週	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週	
	②現時点確保病床稼働率	圏域ごとに稼働率 15%超	圏域ごとに稼働率 50%超
運用	圏域単位で発令		
発令期間	始期:①の基準に達した日 終期:①の基準を下回った日	始期:①②がいずれも基準に達した日 終期:①②がいずれかが基準を下回った日	
解除	①の基準を下回った日の翌日 ①②のいずれかが基準を下回った日の翌日 (警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行)		

鳥取県版新型コロナ注意報・警報・特別警報

(イ) 新型コロナ認証店、協賛店への登録

新型コロナウイルス感染防止対策をしていることを鳥取県が証明する認証店、協賛店の登録をします。

区分	ステッカー	県の認定	取組項目
認証店		有	原則としてガイドラインの全ての項目を適用し、具体的な対策を明記した対策の手順書を策定の上、実際に運用
協賛店 協賛オフィス	 	無 (登録のみ)	チェックリストのうち取り組んでいる項目に印をつけて届出

現在は、協賛店の資格を有しています



(ウ) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の実際

東山水泳場では、次のような対策を講じています。

○ 利用者への注意喚起



○ 入場者への消毒の喚起、入場者確認

- ・ 検温、アルコール消毒
- ・ 職員の健康チェック



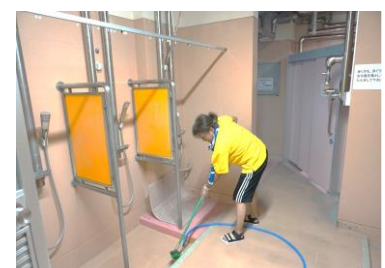
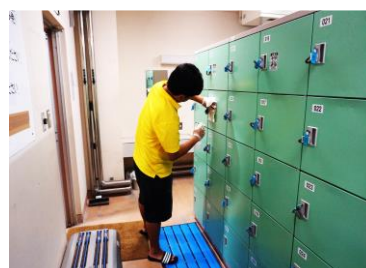
○ 定時の定時除菌作業 (9:00 及び 15:00)

- ・ 靴ロッカーの除菌
- ・ 更衣室ロッカーの除菌
- ・ 各トイレの除菌 (水道、取って、レバー、便座等)
- ・ フロア椅子、机の除菌



○ 更衣室の掃除・ロッカーチェック

- ・ 毎日ロッカーのチェックを行います
- ・ 毎日更衣室の掃除を行います



○ スイミングスクール指導時

- ・指導コーチはマウスガードをします
- ・できるだけ密を避けるよう指導します



(3) 外部委託の考え方

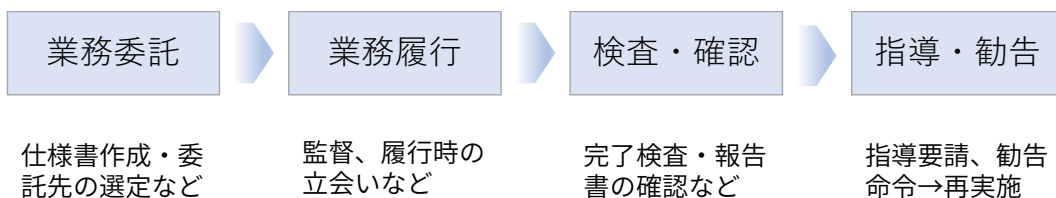
外部委託については、法定検査機関による業務、高度の専門性を要する業務、コスト的・技術的に効果的である業務について外部委託とします。また、障がい者および高齢者の就労機会を確保するため、障がい者就労施設、または、シルバー人材センターに一部の業務を委託できるよう取り組みます。

① 業者の選定方法

業者の選定方法については、鳥取県競走入札参加資格を有する県内業者への発注につとめ、複数年（5年間）の指名競争入札を原則とし、委託費の縮減に取り組みます。委託業者との契約において違反行為、社会的に不正な行為をおこなった業者に対しては、指名停止措置などをおこない適正な契約環境を確保します。

② 委託業務の監視体制

委託業務の監視体制については、各業務に調査職員を選定し、仕様書のとおりおこなわれているかどうか検査・確認をするとともに、必要に応じて指導・勧告をおこない、厳正に委託業務が履行できるよう取り組みます。



③ 委託業者との連携

委託業者との連携については、定期的に連絡調整会を開き、利用者からの意見・要望の伝達や利用予定の確認をおこなうなどの情報を共有し、円滑な管理運営に取り組みます。

外部委託の業務内容



外部委託については、次の業務を委託したいと計画しています。

種 別	内 容	時期・回数
消防設備点検	消防設備保守点検	年 2 回
浄化槽	飛込プール浄化槽維持管理	年 2 回
ろ過機点検	25m プール、50mプール、飛込プールのろ過機メンテナンス	年 2 回 (6 月、10 月)
警 備	水泳場の機械警備	通 年
空調機	ボイラー、空調機の保守点検	年 2 回
水質・空気検査	屋内プールの水質・空気検査	水質検査・・・毎月 空気検査・・・2 か月に 1 回
自動審判装置一式	大会で使用するシステム全般	年 1 回 (5 月)
敷地内外除草作業	敷地内外の除草作業	年 3 回 (6 月、8 月、10 月)
更衣室等清掃	トイレおよび更衣室等の清掃	年 20 回の水泳大会後





4 料金設定

(1) 開館時間の考え方と設定内容

- ① 利用時間は、設備の初期点検の必要性等から原則現行どおり屋内 25m プールは 10 時から 20 時とし、屋外 50m プールについては通常は 10 時から 17 時としますが、7 月 20 日から 8 月 31 日の間は、利用者の利便性を考え 18 時まで延長します。
- ② 管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館時間を早くします。
- ③ 利用者が施設を利用するときは、必要な指導と助言を行います。また、付属設備、備品の準備について、使用法と注意事項の説明を行います。

プール	営業時間
屋内 25m プール	10:00～20:00
屋外 50m プール (6月15日～9月15日)	10:00～17:00
* (7月20日～8月31日)	10:00～18:00

(2) 休館日の考え方と設定内容

プールは水質保全によるメンテナンスや点検のため、現行どおり毎週水曜日及び年末年始(12/29～1/3)を休館日とします。

鳥取県民の日(9月12日)が水曜日の場合は、開館いたします。

※管理上や大会開催等のため特に必要がある場合は、臨時的に開館若しくは休館することがあります。

休館日等の緊急連絡先について

休館日、閉館時間等に緊急連絡が必要な場合 → 館長、副館長に連絡

台風等、非常時に水泳場に異常ないか確認 → 県スポーツ課、米子市、県水連事務

(3) 利用料金の考え方と設定内容

利用料金は、利用者の利便と業務の煩雑防止に寄与していますので、引き続き利用者の利便性を考慮し現金での支払いに加え、クレジットカード決済、キャッシュレス決済等の利用料金徴収も行います。

① 利用料金表

	区 分	単 位	金 額
個人利用	一 般	1人1回につき	550円
	学 生	1人1回につき	330円
	小中学生	1人1回につき	220円
	幼 児	1人1回につき	110円
専用利用	1コース	1時間につき	2,200円
	全コース	1日につき	44,000円
団体利用 (20人以上)	一 般	1人1回につき	330円
	学 生	1人1回につき	220円
	小中学生	1人1回につき	110円
	幼 児	1人1回につき	50円
飛込専用利用		1日につき	15,840円
会議室	午前10時から正午まで	1回につき	330円
	正午から午後5時まで	1回につき	650円
	午後5時から閉館時間まで	1回につき	490円

② 回数券の料金

回数券は、入場10回分の料金で12回の入場ができるよう特典を付けています。

券 種 (12枚綴り)	販売価格 (1冊)
一 般	5,500円
学 生	3,300円
小中学生	2,200円
幼 児	1,100円

③ 返金について

状況により返金が必要になった場合は、「使用料返還申請書」の提出を受け、支払われた料金を返還します。チケットは領収書と控えにメ印をし、ホッチキスでとめた上で支払われた料金を返金します。



(4) 利用料金の減免に対する考え方と設定内容

鳥取県営東山水泳場の利用料減免の取扱要領に準じて減免措置を行います。

施設を一般利用する70歳以上の方・特定医療費（指定難病）医療受給者・身体障がい者・心身に障がいを有する方には「減免利用許可証」を発行します。障がい者1名につき必要に応じて介護者2名まで減免とします。その利用料の減免は「利用料減免の取扱要領」に従って行います。

鳥取県営東山水泳場の利用料減免の取扱要領

減免事由	減免率
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体が、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年単位以上の規模で行うもので、入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。（県内のものに限る。）	
ア 学校教育法第1条に規定する学校が利用するとき。	10/10
イ 学校教育法第124条に規定する専修学校が利用するとき。	10/10
ウ 学校教育法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。	10/10
エ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所が利用するとき。	10/10
オ 教育に関する活動を行う団体であって次の（ア）～（ウ）に該当するものが利用するとき。	
（ア）小学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
（イ）中学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
（ウ）高等学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
カ 中学校の水泳部の部活動の為に利用するとき	10/10
2 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。	
ア 全県の生徒を対象とする場合	10/10
イ 郡市単位以上の生徒を対象とする場合	1/2
3 障がい者等及び介護者が当該障がい者等の健康の保持及び増進を図るためにプールを利用するとき。	
ア 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
イ 療育手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
エ 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
オ 心身に障がいを有する者で、次の（ア）～（ウ）に該当するものが一般利用の方法で利用するとき。	10/10
（ア）児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者	10/10
（イ）児童相談所長が、自閉症を主たる症状とする児童について、病院に収容することを要しないとして、証明書を交付した者	10/10
（ウ）小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育	



措置について」(昭和 53 年 10 月 6 日付文初特第 309 号文部省初等中等教育局長通達)の第 1 の 8 に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者(知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する者)	10 / 10
カ 特定医療費(指定難病)医療受給者証の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
キ ア~カの介護者(障がい者等 1 名につき介護者 2 名)が一般利用するとき。	
ク 障がい者等及びその介護者(障がい者等 1 名につき介護者 2 名)が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
(ア) 利用者のうち、1 / 2 以上が障がい者等及びその介護者の場合	10 / 10
(イ) 利用者のうち、1 / 2 未満が障がい者等及びその介護者の場合	1 / 2
4 幼児、児童、生徒又は学生が県営東山水泳場のトレーニングホールの専用利用(利用しようとする日(当該利用が 2 日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の 6 日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。)をするとき。(全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が 2 分の 1 以上であるものに限る。)	10 / 10
5 70 歳以上の者が利用するとき。	10 / 10
ア 70 歳以上の者が一般利用するとき。	
イ 70 歳以上の者が社会参加を目的として、専用利用の方法で利用するとき。	
(ア) 利用者のうち 1 / 2 以上が 70 歳以上の者の場合	10 / 10
(イ) 利用者のうち 1 / 2 未満が 70 歳以上の者の場合	1 / 2
6 鳥取県又は米子市が主催する大会で利用するとき。	10 / 10
(ア) 県民スポーツレクリエーション祭	
(イ) 県民スポーツレクリエーション祭米子市予選会	
(ウ) わかとり記念水泳大会	
7 要介護者等及びその介護者が利用するとき。	
ア 要介護者等及びその介護者(要介護者等 1 名につき介護者 2 名)が一般利用の方法で利用するとき。	10 / 10
イ 要介護者等及びその介護者(要介護者等 1 名につき介護者 2 名)が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
(ア) 利用者のうち、1 / 2 以上が要介護者等の場合	10 / 10
(イ) 利用者のうち、1 / 2 未満が要介護者等の場合	1 / 2
8 鳥取県の国民体育大会に出場する水泳競技選手団が強化合宿として、専用利用の方法で利用するとき。	10 / 10
9 一般財団法人鳥取県水泳連盟が指定する強化指定選手が競技力向上を目的として、個人利用の方法で利用するとき。	10 / 10
10 その他スポーツの振興を図るため指定管理者が特に必要であると認めたとき。鳥取県が水泳の振興を図るために利用するとき。	10 / 10
11 公的団体が人命救助訓練として、専用利用の方法で利用するとき。	10 / 10
12 1 により利用する場合は施設使用料の他に設備使用料及び冷暖若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき料金についても減免する。	10 / 10



5 事故・事件の防止措置と緊急時の対応

近年起こる台風、大雨、地震など自然災害をはじめとした大規模災害や日常的に起きる事故、事件は避けることのできないものとなりつつあり、発生時の対処・対応等、我々に求められるものは重要度を増してきています。

私たちは、事故、事件等を起こさない「未然防止」を最も基本的な考え方とし、次には、「発生時の備え」「発生時の対応」へと準備しておくことを基本方針とします。

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防火）対策

まずは、「事故を起こさない」ことが、さらには「それを事件としない」ことが重要です。そのためには、「日常の安全の点検」により、即時対応することが肝要です。ひいてはそのことが、事故が起こらない環境づくりの第一と考えます。

私たちは、毎月15日を「安全点検日」として定め、一斉に館内等の点検を行います。これにより事故となる芽を速やかに摘むこととなります。また、物品の整理・整頓に心がけます。物品が散らばっているようでは、いざといったときに何が何処にあるかわかりません。素早く対応するにも物品の整理・整頓は大切です。

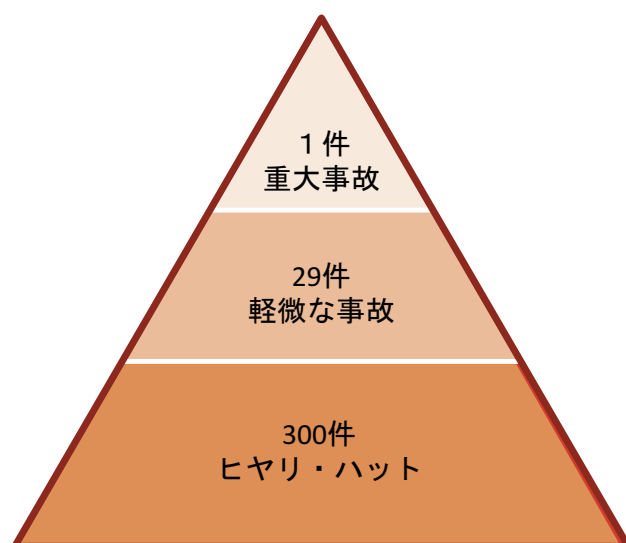
次には、事故が発生した場合、情報を収集し、素早く誠意をもってその処置に対応します。

日常的な物品の整理・整頓 → 素早く対応できる

毎月15日 → 安全点検の日(水泳場全体の点検日)

ハインリッヒの法則 (ヒヤリハット)

アメリカ人ハインリッヒが1931年に提唱した法則で、「1件の重大な事故の裏には29件の軽微な事故と300件のニアミスがあると示しているもので、それらの防止策として課題解決の教育研修が必要である。



1件の重大な事故の裏には
29件の軽微な事故と300件のニアミスがある

(2) 緊急時の体制・対応

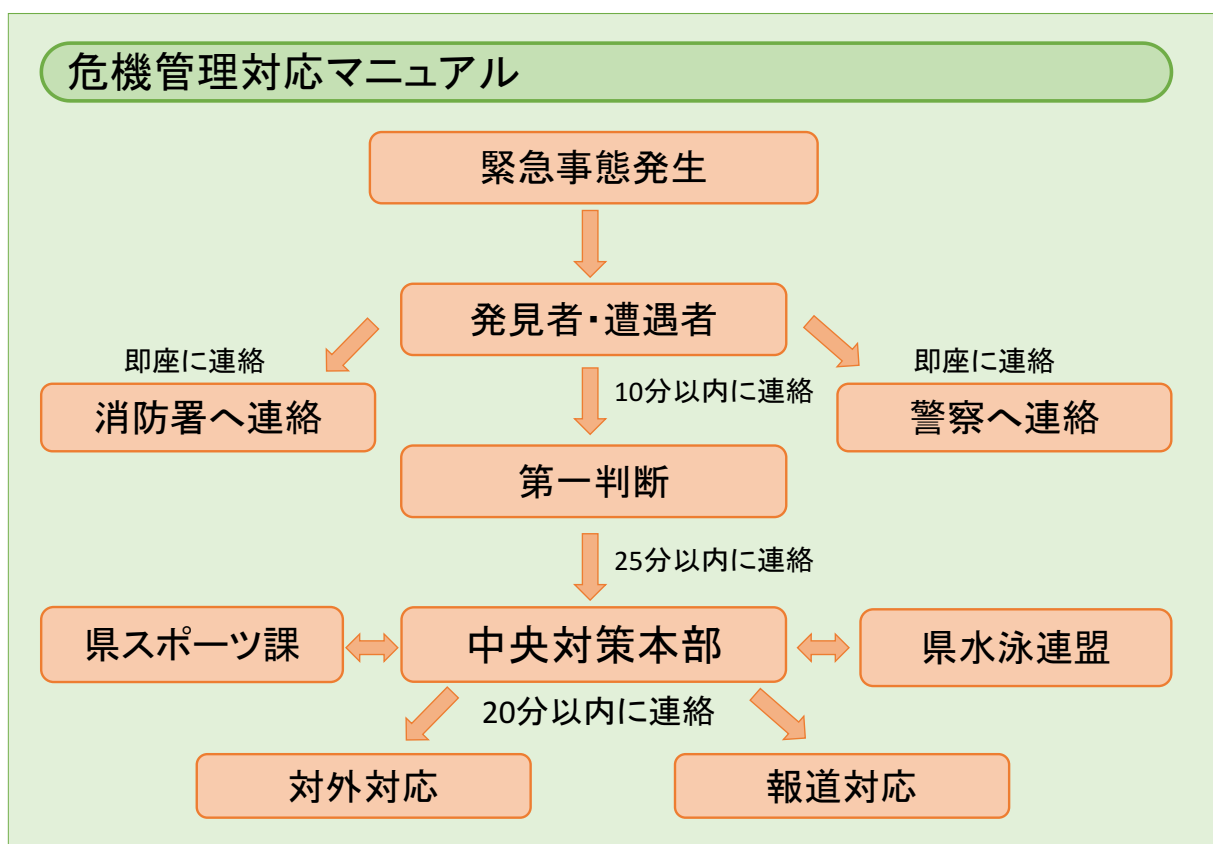
災害時・緊急時・非常時には、速やかに対応することはもちろん、どんな小さな不具合でも県スポーツ課へ報告することや、県から指示を受けることが、適切かつ迅速な対応・解決につながります。

緊急時の連絡体制については、館長を総責任者とし窓口を一本化して体制を作ります。

① 危機管理対応の手順

ア 緊急事態が発生した時は、基本的に次のような手順で対応します。

事故があった場合は、即時概要を報告し、その後、事故報告書を提出します。



イ 事故が発生した場合の公表について

事故が発生した場合、原則として事故発生情報について県の所管課の指示のもと速やかに公表をします。

ウ プールにおける事故防止策




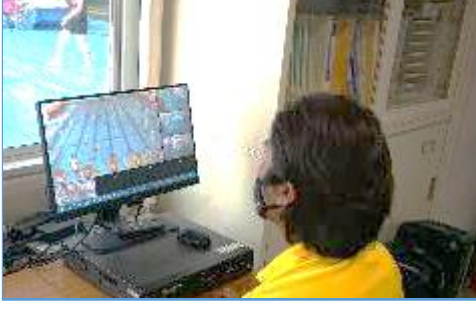
プールの管理（監視）においては、「事故が起きてから対応するのではなく、事故の発生要因を事前に排除すること」いわゆるリスクマネジメントの発想を持って業務にあたります。

(ア) 事故防止については「監視台またはプールサイド」からの監視、監視カメラ常時2名でおこない、事故の未然防止に全力で取り組みます。



また、TPCS（タワー・パトロール・コントロール・スタンバイ）システムを基本とし、利用状況に対応して配置ポジションを変化させるとともに、混雑が予想される繁忙期は監視人員を増員することで、安心して利用できる環境と効率的な監視体制を実現します。

プールの監視体制（TPCSシステム）

	<p>T（タワー：監視台）</p> <p>高所監視台でプール全体を見渡し溺者や傷病者発生等に即座な救助活動</p>
	<p>P（パトロール：巡視）</p> <p>タワー・コントロールと連携し、監視区域を自由に巡回し、機動性を生かした安全監視及び救助活動</p>
	<p>C（コントロール：司令）</p> <p>緊急事態の中核的役割を担うポジションで、的確な司令・情報を発信</p>
	<p>S（スタンバイ：待機）</p> <p>緊急時に備え監視力の低下を防ぐため、トラブル対応やケガ人の応急手当、水質測定等の補助的業務の遂行</p>

（イ） 溺者救助訓練

急病人や溺者の発生時に備え、日々溺者の救助訓練やCPR（心肺蘇生法）の訓練を実施します。また、救助デモンストレーションを行い、利用者に対して水難事故予防の啓発を行います。訓練は、毎年夏のプールシーズン初め6月初旬に行います。

（プールにおける溺水事故の救助訓練）



<p>①溺者発見後の救助</p> 	<p>②頰椎に配慮の気道を確保</p> 	<p>③水中タンカの使用</p> 
<p>④水中タンカでの救助協力</p> 	<p>⑤AEDの現場へ搬送</p> 	<p>⑥溺者のタンカへ固定</p> 
<p>⑦動揺を与えない運搬</p> 	<p>⑧心肺蘇生法の開始</p> 	<p>⑨現場へAEDの準備</p> 
<p>⑩水気をタオルで拭き取り</p> 	<p>⑪音声に従いAEDの使用開始</p> 	<p>⑫パッドの取り付け</p> 
<p>⑬音声に従いAEDの作動</p> 	<p>⑭救急隊員到着までの継続</p> 	



③ 監視業務

利用者に安全で楽しく施設を利用していただくため、以下の安全管理規定を設け、監視業務に当たります。

監視の心得	
1	監視員の服装 監視者として定められた服装で監視する。泳着又は定められた服装
2	監視の場所 ① 監視前はプールの状況を事前に観察しておくこと。 ② 監視は、プールサイドを巡視して安全確保に努めるとともに、緊急の場合は直ちに人命救助を行う。
3	監視時間の短縮 入浴の状況により遊泳又はそれ以上の監視員を配置し、監視時間を短縮するなど安全の確保に努める。
4	監視区域 ① 監視担当区域及び分担をはっきり決めて、目の届かない区域を作らないこと。 ② 監視者は1ヶ所に滞りず、分散して監視すること。
5	監視者の任務 ① 監視者は、メガホンや笛を携帯し、危険な行為（悪ふざけ、飛び込み、不適当な遊水、ロープのつかまり専ら）を発見した直ちに注意するとともに、障害、危険者を発見したら、直ちに人命救助又は注意を払う。 ② 入浴者のシャワー、集客係員の誘引に努めるとともに、退水させるときは、全員の退水を監視する。 ③ フロアへの敷目、飛び込み台の下、排水口付近などに注意を払う。
6	監視者の交代 ① 監視者の交代は監視場所で行い、一列も空白時間を作らないこと。 ② 交代の際、気づいた点を次の監視者に報告する。また、個人的な事情は構わず、 ③ 次の監視員は、なるべく事務所に待機し、プールサイド、更衣室、休憩室等に注意を払う。

プール監視体制	
1	プールの監視業務は、利用者の安全を守ることが最重点であり、予防保全を徹底する。そのための各種の指導・指示を行うとともに、緊急の場合は直ちに人命救助を行わなければならない。 監視員の資格としては、(財)日本体育協会が認定する水泳コーチ・水泳教師・水泳指導管理士、日本赤十字社が認定する救命員資格者及び日本水泳連盟の検定に合格した基礎水泳指導員等が資格者であり、その責任は非常に重い。そのため、専門性を確保しておく必要がある。
2	監視業務は、専門係、指導員、監視補助員が主として当たるが、利用者の状況により他の職員も協力を得て実施を行う。
3	1人当たりの監視区分を15～20名前後として、利用者の状況により専門係が所轄し入水制限を行う。
4	監視員は、事故に備え常に監視体制を維持することが必要である。
5	監視時間は1人1回あたり概ね15～20分間とする。但し、利用者の状況により短縮し監視業務に専念できる体制を作る。
6	監視業務ローテーションとして①巡視→②指令→③監視→④待機と定める。 ① 巡視 ・プールサイドを巡視し、場内利用者の状況を把握する。 ・場内の設備及び衛生上の監視を行う。 ・器具、器材の破損を発見した場合は、応急処置を行うとともに危険性を排除する。 ・場内及び水中での危険な行為に対しては、これを直ちに制止する。 ② 指令 [指令はトップスタッフ（専門員）が行う] ・入浴者、利用者の状況により、監視員の配置や行動を指令する。 ・一般・団体・専用利用者のコース利用を明確に指示し、危険のないよう配慮して開閉する。 ・場内、場外、受付との連絡を密にする。 ③ 監視 ・自己の監視区域の状況を把握する。特に障害の早期発見 ・場内規則違反者に対する指導。 ・指令者との相互連絡を密にする。 ④ 待機 ・自己の視覚整備をする。 ・待機、整理をとる。

(財)日本水泳連盟プール公認規則

第15条（プール管理）では、公認プール及び標準プールには、次のいずれかの資格を有する者

①日本スポーツ協会公認水泳上級講師、②同水泳講師、③同水泳上級コーチ、

④同水泳コーチ、⑤同水泳上級指導員、⑥同水泳指導員、⑦日本体育施設協会公認体育施設管理士

以上7つの資格のうちいずれかを有する者をプール管理者として置かなければならない。また、第16条1項にプール管理者は日本スポーツ協会公認資格保有者またはプール衛生管理者を置かなければならない。

本水泳場職員は、全職員にAED取り扱いを含む救急法講習を受講します。

○ AEDを常時使用できるよう毎日点検をします。

○ 毎年6月に救命救急訓練を行う際、合わせてAED使用訓練を行います。

④ 保険の加入について

ア 水泳場は、「スポーツファシリティーズ保険」に加入しています。

施設所有者賠償責任保険

- ・ 対人 1億円/1事故 3億円
- ・ 対物 1事故 1億円

スポーツ災害補償保険

- ・ 死亡・後遺障害補償保険金額 200万円
- ・ 医療補償保険金日額 2,500円



イ 本連盟が取り扱う水泳競技大会参加者全員に、毎回傷害保険への加入をします。

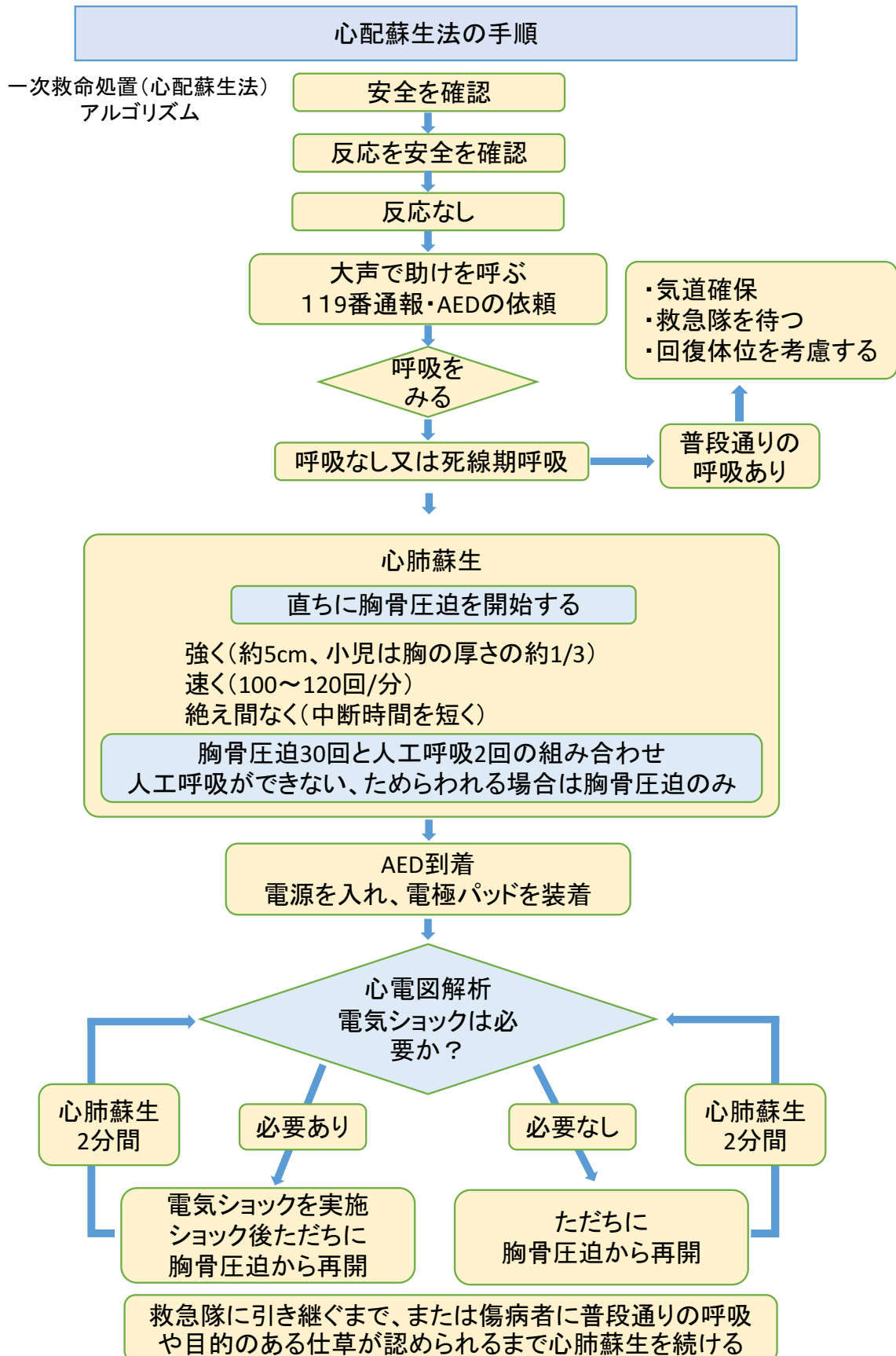
(掛け金は令和3年7月現在)

補償項目	1名あたり保険金額	
死亡・後遺障害	20000	千円
入院保険金日額	10000	円
通院保険金日額	6000	円



⑤ 緊急時対応マニュアル

ア 心配蘇生法の手順



不審者対応マニュアル

危険物を持つ暴力的な行動をとる等、危険な人物が侵入してきた場合にとる行動

- 利用者の安全を第一に確保する
- 職員の安全を確保する
- 警察に任せる



危険人物と接触させない

対応① 危険人物と対応する …… 副館長、手の空いている人

- ・落ち着いた態度で、丁寧委に本人の言うことを傾聴する
- ・「うなずく」、「言ったことを繰り返す」ことで真摯に聞いていることを表す。
- ・一人は管内「受付」、「監視員」に連絡する

対応② 危険人物と判断したら → 110番通報する …… 受付

- ・できるだけ受付で、詳しく警察に連絡する

対応③ 利用者に危険人物のいることを知らせる …… 監視員

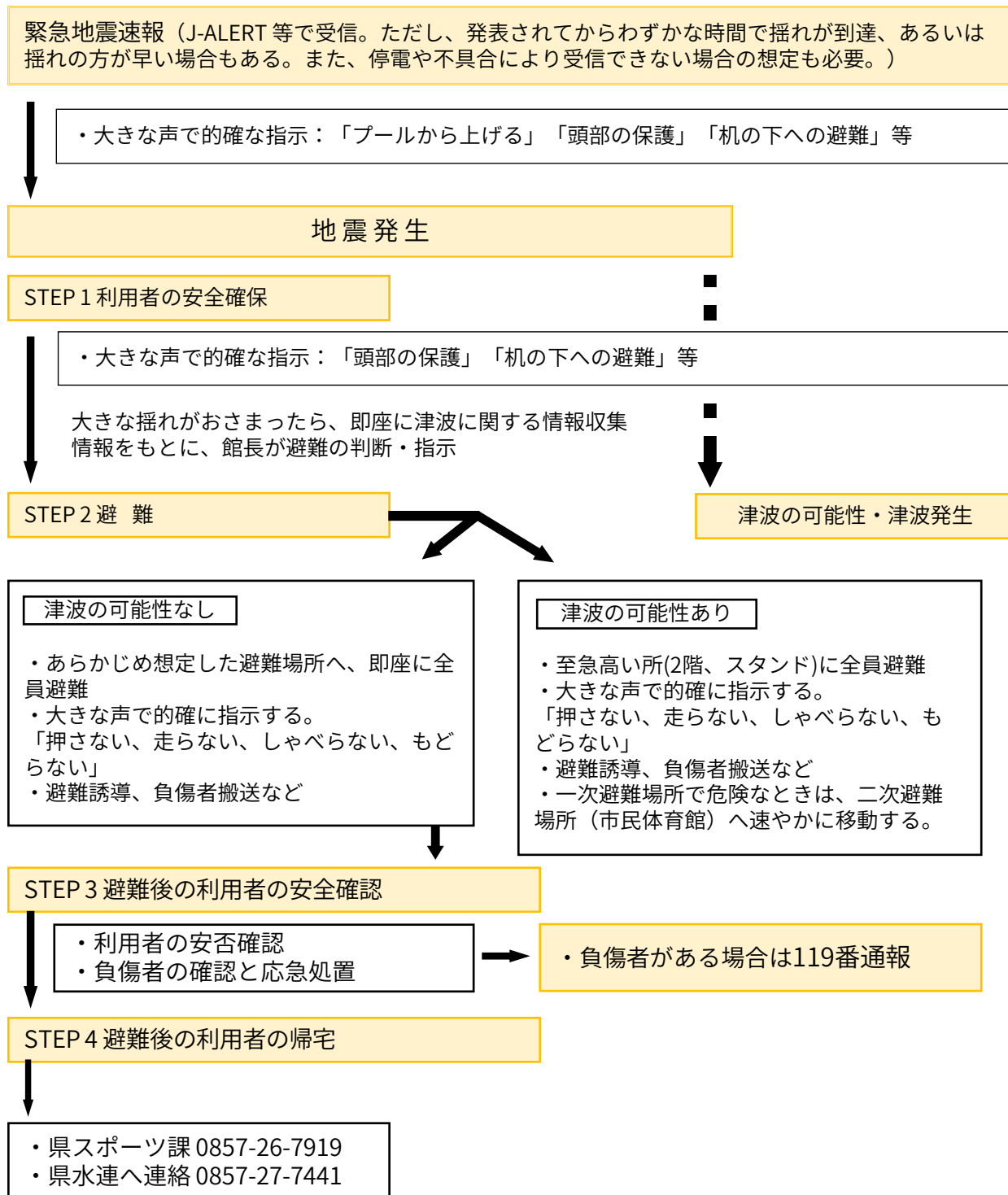
- ・男子更衣室・女子更衣室・身障者通路に内側から鍵をする
- ・更衣室で着替え、いつでも出場できるように準備する

対応④ 水泳連盟事務局・スポーツ課に連絡 …… 館長・副館長
0857-27-7441 0857-26-7919

- ・時系列に沿った報告をする
- ・「いつ」「だれが」「どこで」「どうした」「施設としてどうしたか」を伝える



地震対応マニュアル（基本的な対応 地震・津波発生時の対応）

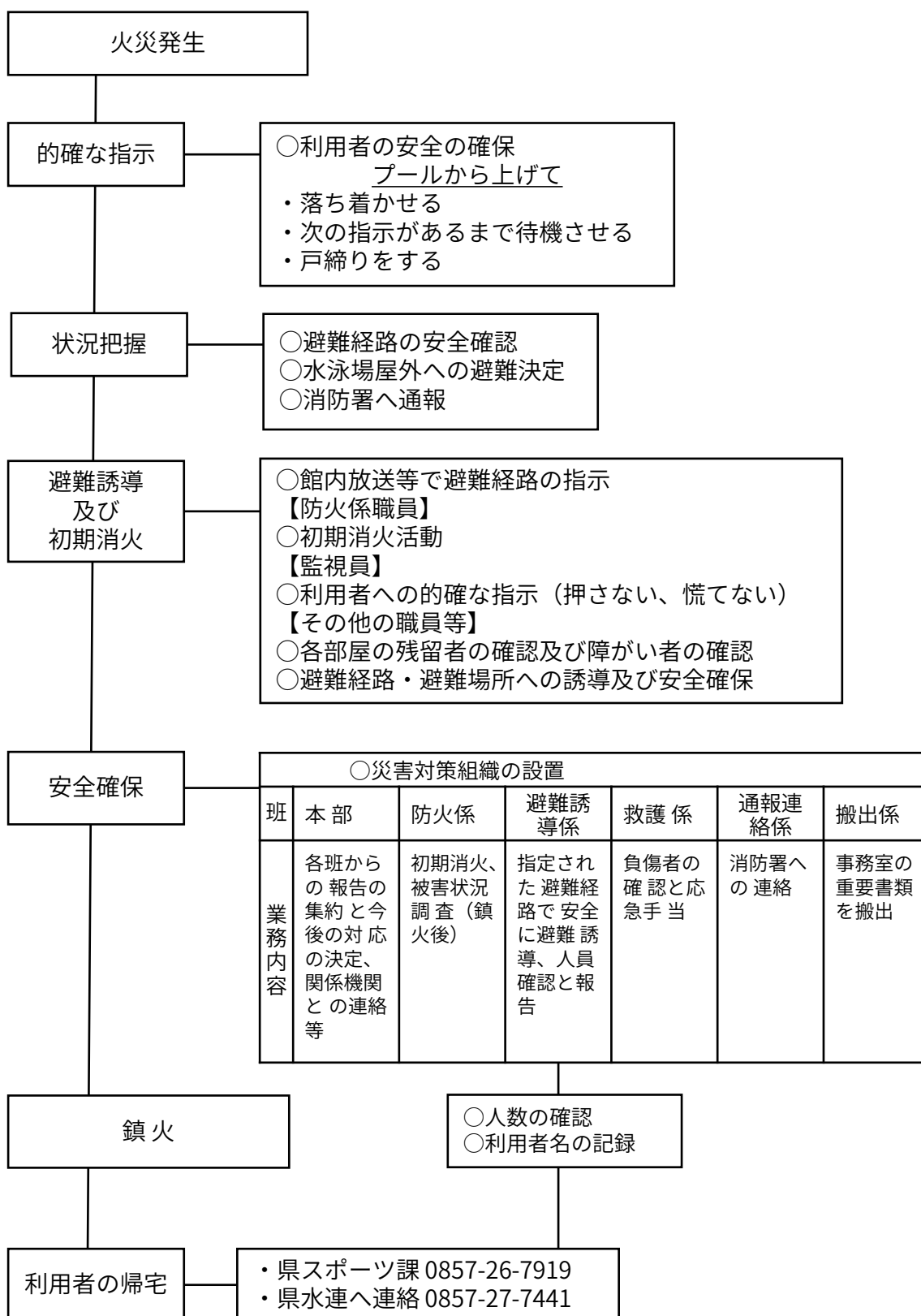


地震については、震度 4 以下と震度 5 以上で対応を概ね次のようにします。

震度 4 以下	震度 5 以上
<p>○安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の指示又は利用者が安全な場所を見つけて身を寄せる ・ プールから上がるよう伝える ・ 揺れが収まるまで、プールサイド等で腰をかがめて待機する 	<p>○安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の指示又は利用者が安全な場所を見つけて身を寄せる ・ プールから上がるよう伝える ・ 揺れが収まるまで、プールサイド等で腰をかがめて待機する
<p>○情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揺れが収まったら、テレビ、インターネット、ラジオ等で災害情報を収集する 	<p>○情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 揺れが収まったら、テレビ、インターネット、ラジオ等で災害情報を収集する
<p>○避難又は営業の再開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 館長はスタンドや駐車場など安全な場所（一次避難）へ避難するか、営業を再開するか判断する ・ 手分けして、直ちに被害を確認する <p><避難する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以降震度 5 以上と同様 <p><営業を再開する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の被害等があれば、県スポーツ課、県水連事務局へ連絡、報告を行う 	<p>○避難、安否確認等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 館長はスタンドや駐車場など安全な場所への避難（一次避難）を決定する。 ・ 職員は指示に従い、利用者を誘導し、避難させる <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安否確認、負傷者への応急手当、心理的ケアを行う ・ 手分けして、直ちに被害を確認する ・ 引き続き災害情報を収集し、必要があれば二次避難等の措置をとる ・ 施設等の被害状況を確認、利用者の移動が可能か判断する <p><臨時休業の決定等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の被害などあり営業が不可能な場合は、県スポーツ課、県水連事務局へ連絡、報告を行い休館とする ・ 津波警報等が解除されるなど、安全が確認されてから利用者を帰宅させる

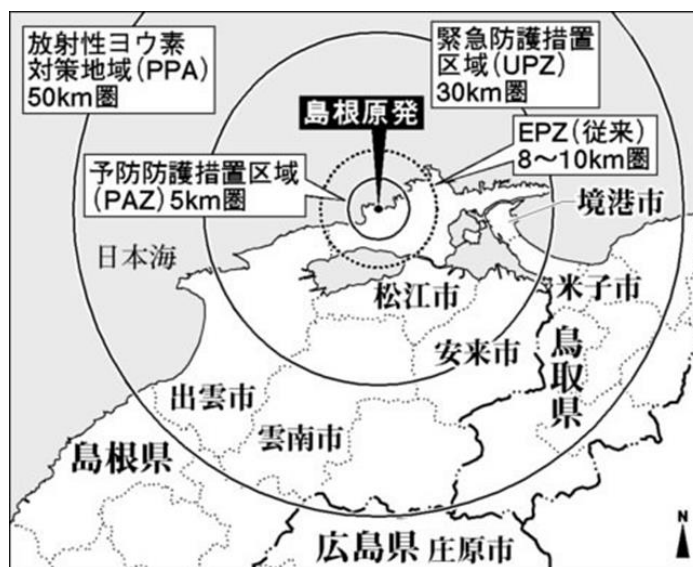


火災発生時の対応



オ 原子力災害事故への対応

島根原子力発電所において、自然災害等で事故が発生した場合の緊急防護措置区域 (UPZ) である 30 km 圏からはずれています。しかし、鳥取県広域住民避難計画 (平成 25 年 3 月鳥取県 (島根原子力発電所事故対応) では、UPZ 外の地域も対象として、そのときの状況に応じて修正して使用するとされています。そのため、お客様の安全を守るため、鳥取県広域住民避難計画と危機管理マニュアルにそって対応し、その訓練をおこないます。また、避難場所に指定された場合、すみやかに対応できるよう行政等と連携をとっていきます。



カ 全国瞬時警報システムを活用した緊急体制

全国瞬時警報システム、通称：J-ALERT (Jアラート：ジェイアラート) は、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムです。対処に時間的余裕がない大規模な自然災害や弾道ミサイル攻撃などについての情報を、「国から住民まで直接瞬時に」伝達することができる J-ALERT の最大の特長をいかし、緊急情報を受信した場合は、すみやかに利用者の安全を確保し、最善の対応をとります。

また、国や県がおこなう情報伝達訓練などに積極的に参加し、即応体制をととのえます。緊急時に情報伝達が確実におこなわれるよう、毎日の日常点検をおこないます。

速報発表時にとるべき行動を緊急時の対応要領に盛り込み、職員に対して周知に努めます。

J-ALERT を利用した操作訓練や避難訓練等の実施に努めます。(緊急地震速報時)

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

苦情やトラブルが起こらないよう未然防止につとめ、また起こってしまったトラブルは、真摯に受け止め、見直しを図り、内容分析と再発防止についての対策を講じます。課題解決に困難な事柄も想定されますが、粘り強く丁寧な対応ができるよう取り組みます。

① 苦情・トラブルの未然防止策

ア 発生原因の分類と苦情などの防止体制



苦情・トラブルの発生原因を以下の4つに分類し、特に未然防止が可能な「施設側に起因するもの」については、課題解決のPDCAサイクル（p10）に基づき、防止策に取り組みます。

発生原因	例
施設側に起因するもの	接客態度、説明不足、設備の不具合など
利用者間の問題によるもの	マナー違反、迷惑行為、わがままな自己主張など
外部的要因	クレーマー、嫌がらせなど
予想が困難なもの	停電、事故など

イ 苦情・トラブルの「芽」

県民の皆様から「直接寄せられた声」や「ご意見箱」「アンケート」などにより、苦情やトラブルの「芽」と思われる内容を早期に感知して、課題解決に取り組みます。些細なことであっても見逃さず、利用者の声を聞きとることが重要であると考えています。

利用者等の意見や要望 → 内容を分析 → 迅速かつ適切な対応

(県スポーツ課、県水連事務局に連絡、相談)

ウ 職員教育の徹底

過去には、職員の接客対応による苦情・トラブルが少なからずありました。その反省をいかし二度と起こさないという強い気持ちをもって、職員教育の徹底を図ってまいります。

日々スタッフは利用者の皆さんに誠心誠意対応していますが、時間がたてばちょっとした何気ない行動となって現れがちです。そのような時、職員の気持ちや行動をリセットする必要があります。それには「職員研修」が最も有効と考えます。今後も継続し、職員研修などを計画的に実施しながら、職員の資質の向上と苦情防止に努めます。

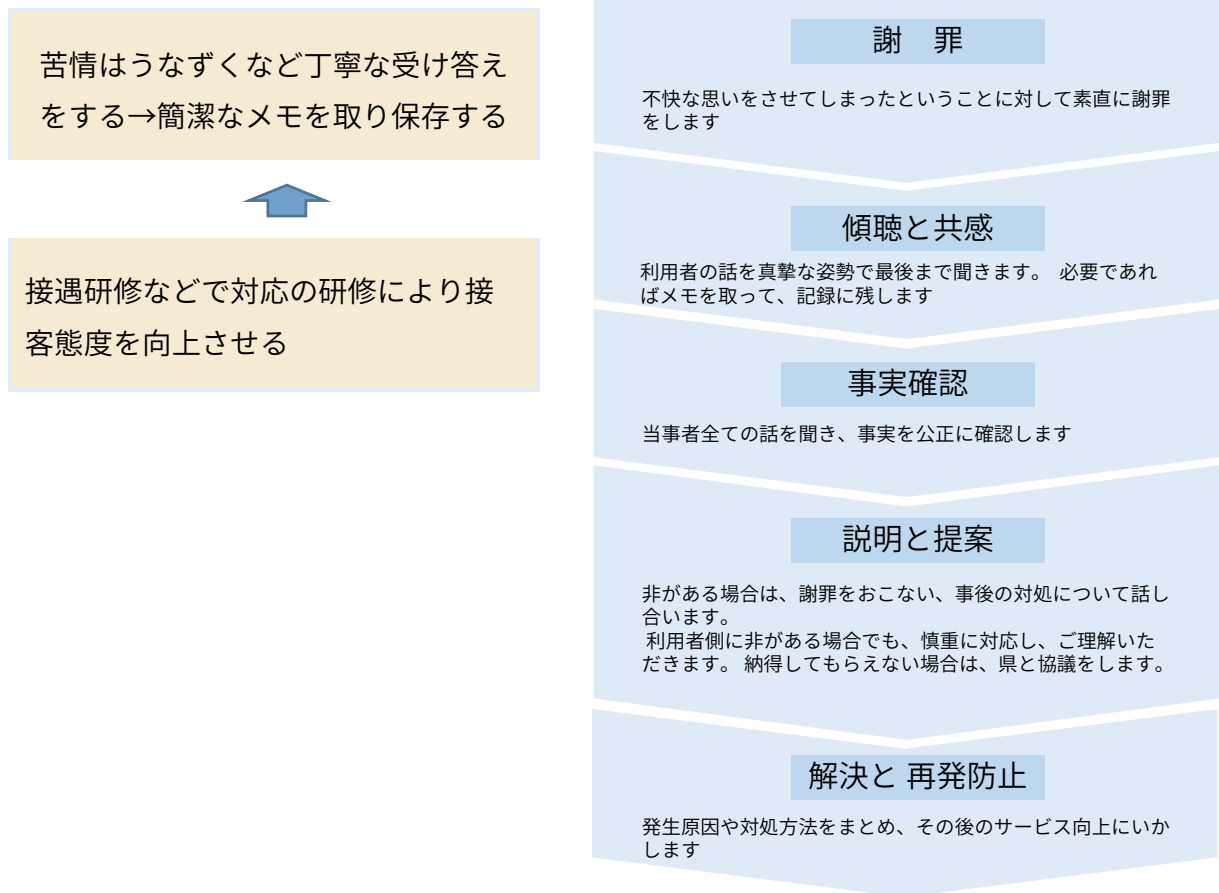
② 苦情やトラブルに対する対処方法

起こってしまった苦情やトラブルには、素直に謝罪し事実確認につとめ、利用者に理解していただけるまで粘り強く丁寧に対応します。また、苦情などの原因を追究し、全体で、再発防止につとめます。

ア 苦情やトラブルの対応について苦情やトラブルを起こしてしまった場合は、真摯に受け止め対応します。



- イ 苦情やトラブルの情報共有および活用 苦情やトラブルがあった場合、原因・対応の仕方など報告書にまとめ、同じ過ちを繰り返さないよう分析し、管理運営の向上にいかしていきます。職員間で共有するのはもちろん、未然防止に取り組みます。





6 個人情報保護等への対応

管理運営におけるコンプライアンスの最も大切な要素は「法令の遵守」であり、事業を遂行するにあたって各種の法令を遵守するということです。また、法律により禁止されている事項ばかりでなく、社会の倫理的・道徳的な通念に基づくルール（社会規範）を遵守するという要素も、重要かつ不可欠な要素と位置づけられます。この「社会規範を遵守する」という事項は、「企業倫理」および「CSR」（企業の社会的責任）とも密接に結びつく要素でもあり、企業コンプライアンスはCSRと不可分の考え方といえます。

(1) コンプライアンス（法令の遵守）について

私たちは、県水連のもつ社会的責任と公共使命の重みを常に意識し、自己責任に基づく健全かつ適切な管理運営を通じて、社会からの揺るぎない信頼確保に努めてまいります。

私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に基づく誠実かつ公正な活動を実施してまいります。

ア コンプライアンスマニュアルを作成

管理運営を行うことに当たり、関連法令を遵守することはもちろん、独自のマニュアルを作成します。

イ コンプライアンスに関する相談窓口の設定

館長、副館長が最終的な窓口になり、利用者又は職員から直接聞き取りを行います。

ウ コンプライアンスに関する研修・セミナーの実施

コンプライアンスに関する職員研修を行い、コンプライアンスの意識向上をはかります。

エ 内部監査の実施

県水連の内部監査により、コンプライアンスが厳格に保たれているか確認します。

(2) 個人情報保護方針について

平成 29 年 5 月に「個人情報保護に関する法律」が改正され、時代に即した個人情報保護管理が求められている中、私たちは、個人情報保護に関する研修等を通じて、確実な情報管理を行い、県民の方々との信頼関係を構築します。

また、県民の方々には施設の管理運営内容を理解いただけるよう、積極的に情報発信を行い、より透明で県民に開かれた管理運営をしてまいります。

ア 個人情報保護の方針

当プールにおいて別段の定めをしている場合をのぞき、管理運営上取り扱うお客さま、取引業者等の特定の個人を識別できる情報（以下「個人情報」という）の収集、利用および管



理について、「鳥取県個人情報保護条例」にもとづき適切に取り扱います。

また、「組織的対策」「人的な対策」「技術的な対策」「物理的な対策」によりお客さまの大切な個人情報を厳正に管理します。

個人情報保護方針	
組織的管理	技術的管理
安全管理運営に関する組織体制の整備	アクセス者の識別と認証
データの取り扱い規定等の整備と運用	アクセス制御と権限管理
データの取り扱い状況を確認する手段の整備	外部からの不正アクセス等の防止
情報漏えい等に対する事故・違反への対処	不正ソフトウェア対策
取り扱い状況の把握と安全管理措置の評価・改善	データ送信・移送時のセキュリティ対策
人的管理	物理的管理
雇用・契約時の守秘義務契約の締結	入退館および入室管理
全職員への情報共有および周知	機器・電子媒体等の盗難防止
モラル向上施策（採用・教育・訓練など）	機器・装置などによる保護
	個人情報の削除、機器・電子媒体等の廃棄

イ 個人情報管理体制

東山水泳場の管理運営において、個人情報保護に関する自主点検や常勤職員をはじめ、嘱託職員、非常勤職員を含む全職員を対象とした研修を実施します。また、マイナンバーについては、特定個人情報事務取扱担当者（作業責任者）を配置し、担当者のみ限定して取り扱います。

ウ 個人情報責任者を決定します

個人情報の漏洩事リスクが生じた場合、適切かつ徹底した対応を行うため、個人情報管理責任者として館長又は副館長を充て、リスクの情報を収集し県へ報告できるよう集約いたします。

エ 職員間での情報の個人情報の共有について

職員同士の情報の共有は施設をスムーズに管理運営するためには欠かすことのできないことです。しかし、その共通理解の場が公の場であったり、該当者の前であったりは誤解を招くもととなります。そのような場合には、状況を考えて情報交換するよう、研修等で意識を高めてまいります。

オ 新型コロナウイルス感染防止対策による個人情報の保護について

私たちは、スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染防止ガイドライン」に則り、利用者の個人情報は取り扱いに十分に注意し対応します。個人情報の保管は、保存期間を一カ月と定め、適宜、シュレッダー等にかけて廃棄していきます。



利用後に利用者から新型コロナウイルス感染症を発症した旨の報告があった場合、かかりつけ医に相談すること、または、相談センターに連絡することをお知らせします。

また、県スポーツ課、県水連事務局に合わせて連絡し、その後の対応について相談していきます。

(3) マイナンバーへの対応

平成 27 年 10 月から、住民票を有するすべての人に 1 人 1 つのマイナンバー（個人番号）が通知されています。東山水泳場では館長をマイナンバーの責任者とし、個人情報保護のため、情報の流失がないように厳重に管理をしていきます。

マイナンバー制度3つの目的

- 1 公平・公正な社会の実現（給付金などの不正受給の防止）
- 2 国民の利便性の向上（面倒な行政手続きが簡単に）
- 3 行政の効率化（手続きをむだなく正確に）

マイナンバー制度については、上記のような利点がありますが、現在、県水連で扱う事案としては、職員等の採用に関してのみと考えられます。従って、事務手続き上必要最小限の扱いとし、簿冊等に残すことは致しません。

(4) 情報公開への対応

ア 条例・要領に準拠した対応

利用者の知る権利を尊重し利用者の東山水泳場の活性化に資するため、鳥取県水泳連盟の定款に準じた知る権利を満たすため情報公開を進めてまいります。

情報の開示請求については、「鳥取県情報公開条例」に準拠し、条例・要領の趣旨に沿った対応を講じます。また、同条例に記載されているとおり、県民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人情報のみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をし、手続を進めます。

イ 利用サービスの向上と安全・安心のために、積極的に情報発信

情報の公開は、問い合わせに応じて行うばかりでなく、県民の皆様の「利用サービスの向上」「安全・安心」を考慮し、管理者の裁量で公開しても支障のない内容は、日ごろから積極的にホームページなどにより情報提供を実施していきます。



ウ 事故発生時の報告及び公表

情報公開請求に関する対応は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号。以下「情報公開条例」という。）の規定を遵守し、鳥取県営東山水泳場の管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切におこないます。

また、情報公開条例に準じた情報公開規程を制定し（平成 12 年 9 月）、保有する情報の公開に関して必要な事項を定め、積極的に情報を公開します。

